

欧州特許庁の経済及び科学諮問委員会，欧州単一特許に関する声明を公表

2014年5月2日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は，4月30日，EPOの経済及び科学諮問委員会（ESAB）が，欧州単一特許（unitary patent）及び欧州統一特許裁判所（Unified Patent Court）に関する声明を公表した旨をプレスリリースした。これに伴い，ESABは2013年12月に開催されたワークショップの報告書，及びロンドンのコンサルティング会社 Europe Economics に委託した調査研究の報告書も公表した。

ESABは，EPO長官の諮問機関として，特許が経済と社会に与える影響について経済的・社会的研究を行い，EPOに対して助言・政策提言を行うことを目的に，2012年1月に設立されたもので，チーフエコノミストが事務局を務める。世界各国の企業の代表や大学教授等の有識者が委員として選任され，我が国からは長岡貞夫一橋大学教授が選任されている。2013年の検討課題には，「欧州単一特許及び統一特許裁判所の経済効果」及び「経済的視点で見た欧州でのグレース・ピリオドの影響の可能性」が採択されていた。

本声明は，単一特許のメリットとして，特許取得の管理の簡素化，コスト削減の可能性，特許保護の地理的拡大を挙げている。一方，新たな制度の追加により制度全体が複雑になる懸念を示しつつ，委託調査研究によって単一特許の利用が更新手数料（維持年金）の水準に依存することが示されたことを指摘し，新制度の魅力向上のために価格決定による動機づけがあり得るとの見解を示している。

また，統一特許裁判所のメリットとして，欧州内の国々での特許訴訟の重複の回避と，多数の国々で権利化する企業にとっての権利行使のコスト削減を挙げている。一方，統一特許裁判所がどのように機能するかについての不確実性（ドイツ型又は英国型のどちらに近いものになるのか）に懸念を示しつつ，裁判所が能力の高い裁判官で構成されることへの期待を表明している。また，統一特許裁判所によって，米国で活発となっている不実施主体（トロール）が欧州に活動を拡大することの無いようにすべきとの指摘も紹介している。

なお，本プレスリリースによれば，2014年2月の第3回年次会合において，ESABの2014年の活動プログラムとして，既に取り組んでいる「欧州単一特許制度及び統一特許裁判所の経済効果」の作業の再開と，「特許集約化（パテント・プール，特許ファンド，新たな特許仲介者，パテント・ポートフォリオの買収）の増加傾向は，競争及びイノベーション政策にどのような影響を与えるか」の研究を行うことが決定された。

- EPO のプレスリリースは、以下参照 —
[ESAB statement on the unitary patent package](#)
- ESAB の声明は、以下参照 —
[Statement by the ESAB on the unitary patent and the Unified Patent Court \(PDF\)](#)
- 欧州単一特許に関するワークショップの報告書は、以下参照 —
[Report, Workshops on the unitary patent and the Unified Patent Court initiated by the EPO Economic and Scientific Advisory Board, Munich, 3-4 December 2013 \(PDF\)](#)
- 欧州単一特許に関する委託調査研究報告書は、以下参照 —
[Economic Analysis of the Unitary Patent and Unified Patent Court \(PDF\)](#)
- ESAB については、以下参照 —
[Economic and Scientific Advisory Board \(ESAB\)](#)
- ESAB に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
[欧州特許庁の新チーフエコノミストに van Dijk 氏が着任 \(2013 年 9 月 5 日\) \(PDF\)](#)
[欧州特許庁の経済及び科学諮問委員会、特許制度改善のための勧告を公表 \(2013 年 3 月 15 日\) \(PDF\)](#)
[欧州特許庁、経済および科学諮問委員会を設立 \(2012 年 1 月 16 日\) \(PDF\)](#)

(以上)